



2025 年 4 月 28 日

各 位

会 社 名 積 水 化 学 工 業 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役社長 加藤 敬太
(コード番号 4204 東証プライム)
問 合 せ 先 代表取締役専務執行役員 清水 郁輔
(TEL 03-6748-6467)

株式報酬制度の継続および一部改定に関するお知らせ

当社は、2025 年 4 月 28 日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）および執行役員（以下、併せて「取締役等」という。）を対象とした株式報酬制度（以下、「本制度」という。）の継続および一部改定を決議し、本制度の一部改定に関する議案を 2025 年 6 月 20 日に開催予定の第 103 回定時株主総会に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度における改定後の内容等

(1) 現行の本制度の概要

本制度は、当社が拠出した金員を原資として、当社株式が信託を通じて取得され、取締役等の役位に応じて付与されるポイントに相当する当社株式およびその換価処分金相当額の金銭（以下、「当社株式等」という。）の交付および給付（以下、「交付等」という。）を行う株式報酬制度です。

(2) 本制度の改定内容

本制度改定は、当社の株価の上昇に伴い、本制度において取締役に対する交付等の対象とする当社株式取得のための拠出金の金額が、現行の当該金員の上限額を超過する可能性があることから改定するものです。当社の取締役が株主の皆様と同じ視点に立ち、当社グループの中長期的な業績向上、企業価値増大への貢献意欲と株主重視の経営意識を一層高めることを目的としており、株主の皆様と利害を共有することにつながるものと考えております。

つきましては、本制度の継続にあたり、従前の制度から以下のとおり内容を改定いたします。（下線は変更部分を示します。）

信託に拠出される信託金の上限額および当社株式の上限株数

改定前	改定後
・ 信託金の上限額：330 百万円 ・ 年間付与ポイント数の上限：70,000 ポイント （交付される株式は 1 ポイント当たり 1 株とします。）	・ 信託金の上限額： <u>630 百万円</u> ・ 年間付与ポイント数の上限：70,000 ポイント （交付される株式は 1 ポイント当たり 1 株とします。）
（注）取締役に対する株式取得資金の上限額である 630 百万円は、年額 210 百万円に信託期間である 3 を乗じて設定していますが、実際に信託に拠出する金銭は、信託による株式取得資金のほか、信託報酬および信託費用の合算金額となります。また、執行役員に対する交付等の対象とする当社株式の取得のための金銭を信託し、上記の信託金と分けて管理します。 なお、年間付与ポイント数の上限に相当する株式数の当社発行済株式の総数（2025 年 3 月 31 日時点、自己株式控除後）に対する割合は 0.05%となります。（1 年あたりの割合は 0.01%となります。）	

(3) 本制度改定に係るその他の事項

その他、当社株式等の交付等の時期等、本制度における内容に変更はありません。従前の本制度内容については、2016 年 4 月 27 日付「取締役・執行役員に対する株式報酬制度の導入について」をご参照ください。

なお、継続となる対象期間は、2026 年 3 月末日で終了する事業年度から 2028 年 3 月末日で終了する事業年度までの 3 事業年度となります。

《ご参考》

第 94 回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいた本制度の主な内容

項目	内容
本制度の対象者	取締役（社外取締役を除く）
本制度の対象期間	連続する 3 事業年度 （導入当初は 2017 年 3 月末日で終了する事業年度から 2019 年 3 月末日で終了する事業年度までの 3 事業年度）
当社株式の取得方法	自己株式処分による取得または株式市場からの取得
取締役に対する当社株式等の 交付等の時期	取締役の退任時

以 上